特集 2

近年の大規模災害等への対応

1 羽田空港における航空機火災及びその対応状況

（1） 災害の概要

ア　発災の状況

令和６年１月２日17時47分頃、東京国際空港（羽田空港）Ｃ滑走路上において、日本航空516便（新千歳発羽田行き）と海上保安庁所属JA722Ａ機（令和６年能登半島地震の被災地への支援物資輸送準備中）が衝突し、両機が炎上した。

イ　被害の状況

日本航空機側乗員・乗客379人のうち負傷者15人、海上保安庁機側乗員６人のうち死者５人、負傷者１人の人的被害が発生した*1。

また、衝突した両機が全焼するとともに、同空港Ａ・Ｂ・Ｄ滑走路は１月２日21時29分の運用再開まで利用が停止され、事故が発生したＣ滑走路では、１月８日０時00分の運用再開まで利用が停止され、１月２日から同月９日までに欠航1491便、旅客数約26万人に影響が発生した。

（2） 消防機関等の活動

ア　消防庁の対応

消防庁においては、１月２日18時00分に国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部（第２次応急体制）を設置し、情報収集体制の強化を図った。

イ　消防機関等の活動

事故発生後、国土交通省東京空港事務所の化学消防車６台が出動し消火に当たるとともに、管轄の東京消防庁から大型化学消防車、救急車等115隊が出動し消火・救急等の対応に当たり、日本航空機火災は１月３日２時15分に、海上保安庁機火災は１月２日21時35分にそれぞれ鎮火した。

消火活動においては、東京消防庁の屈折放水塔車、無人走行放水装備、消火用水に海水を用いるための遠距離大量送水装備等も活用し、脱出した乗客の保護においては、東京空港事務所や空港内事業者で組織される消火救難協力隊やDMAT等も活動した。

屈折放水塔車を用いた消火活動の様子
（東京消防庁提供）

2 豊後水道を震源とする地震に係る被害及び消防機関等の対応状況

（1） 災害の概要

ア　地震の概要

令和６年４月17日23時14分、豊後水道の深さ39kmを震源とするマグニチュード6.6の地震が発生し、愛媛県愛南町及び高知県宿毛市で震度６弱を観測した。

イ　被害の状況

この地震により、高知県において、重傷者２人など、広島県、愛媛県、高知県及び大分県の４県において、合わせて負傷者16人の人的被害が発生した。

また、361棟が一部破損となる住家被害も発生した（令和６年11月21日現在）。

＊1　速報値であり、今後、変更の可能性がある。

被害の状況（宇和島市提供）

（2） 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア　政府の主な動き

政府においては、地震発生後直ちに官邸対策室を設置した。同日23時39分には、関係省庁の局長級等で構成される緊急参集チームによる協議が開始され、関係省庁間で被害状況等の情報が共有された。

イ　消防庁の対応

消防庁においては、地震発生後直ちに消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部（第３次応急体制）を設置し、震度５弱以上を観測した愛媛県、高知県及び大分県に対して、適切な対応及び被害報告について要請した。

ウ　被災自治体の対応

この地震により、愛媛県及び高知県が災害対策本部を設置した。

エ　消防機関の対応

（ア）　消防本部

被害を受けた地域を管轄する消防本部では、多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急等の活動に当たったほか、被害状況を把握するため、愛媛県及び高知県の消防防災ヘリコプターが被災地域の情報収集活動を実施した。

（イ）　消防団

愛媛県及び高知県内をはじめとする市町村において、消防団は、地震発生直後から被害情報の収集、危険箇所の巡視・警戒及び消防水利の漏れ等の確認作業を実施した。

3 令和６年７月10日からの大雨に係る被害及び消防機関等の対応状況

（1） 災害の概要

ア　気象の状況

令和６年７月10日から15日にかけて、梅雨前線が日本付近に停滞し、前線や低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で前線の活動が活発となった。

九州を中心に西日本から東北地方にかけて大雨となり、長崎県では､14日朝に線状降水帯が発生した。10日から15日にかけての総降水量は、九州南部で500ミリを超える所があった。

イ　被害の状況

この記録的な大雨により、西日本から東日本の広い範囲で浸水、がけ崩れ等の被害が発生した。特に、愛媛県松山市において、がけ崩れに住家が巻き込まれるなど、愛媛県で死者３人、島根県及び広島県で負傷者２人の人的被害が発生した。

また、住家被害については、山口県で131棟、島根県で105棟など、計275棟となっている（令和６年11月21日現在）。

被害の状況（松山市消防局提供）

（2） 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア　政府の主な動き

政府においては、７月10日15時30分に情報連絡室を設置するとともに、関係省庁災害警戒会議を開催し、地方公共団体や国民に対し大雨への警戒を呼び掛けた。

イ　消防庁の対応

消防庁においては、７月10日15時30分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室（第１次応急体

制）を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、都道府県及び指定都市に対し「令和６年７月10日からの梅雨前線による大雨についての警戒情報」を同日発出し、災害対応に万全を期すよう呼び掛けた。

ウ　被災自治体の対応

この大雨により、島根県が災害対策本部を設置した。

また、被災市町村では、住民に対し、大雨による家屋の浸水や土砂災害への警戒を促すとともに、順次避難指示等を発令し、早期の避難を呼び掛けた。

エ　消防機関の活動

（ア）　消防本部

大規模ながけ崩れが発生した愛媛県松山市では、松山市消防局が消防団と協力し、安否不明者の捜索・救助活動に当たった。

消防機関の活動
（松山市消防局提供）

（イ）　消防団

松山市消防団は、チェーンソーを活用した障害物の撤去作業を行い、常備消防と連携した要救助者の捜索に当たったほか、機動重機隊及び人力による土砂撤去や土砂流入を防ぐ土のう設置作業等を実施した。

消防団による土砂撤去作業の様子
（松山市提供）

消防団による土のう設置作業の様子
（松山市提供）

4　令和６年７月25日からの大雨に係る被害及び消防機関等の対応状況

（１）　災害の概要

ア　気象の状況

令和６年７月23日頃から北日本に停滞した梅雨前線の影響で、東北地方の日本海側を中心に北日本から西日本にかけて大雨となり、特に山形県では25日の昼過ぎと夜に線状降水帯が発生した。気象庁は同日13時05分に山形県を対象に大雨特別警報を発表し、20時10分に大雨警報に切り替えたのち、23時40分に再び山形県を対象に大雨特別警報を発表した。

また、東北地方を中心に、24日から26日にかけての３日間の降水量が400ミリを超えた地点や平年の７月の月降水量を超えた地点があり、記録的な大雨となった。

イ　被害の状況

この記録的な大雨により、東北地方の日本海側を中心に広い範囲で河川氾濫、浸水、がけ崩れ等の被

害が発生した。特に、山形県新庄市において、大雨の影響で警察官２人が浸水に巻き込まれるなど、山形県で死者３人・負傷者４人、秋田県で死者２人・負傷者１人の人的被害が発生した。

また、住家被害については、山形県で1,763棟、秋田県で317棟など、計2,098棟となっている（令和６年11月21日現在）。

被害の状況１
（由利本荘市消防本部提供）

被害の状況２
（酒田地区広域行政組合消防本部提供）

（２） 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア　政府の主な動き

政府においては、７月25日13時05分に官邸連絡室を設置した。同日13時45分には、関係省庁災害警戒会議を開催し、地方公共団体や国民に対し大雨への警戒を呼び掛けた。

翌日、７月26日０時58分に官邸対策室へ改組した。同日１時27分には、関係省庁の局長級等で構成される緊急参集チームによる協議が開始され、関係省庁間で被害状況等の情報が共有された（**特集2-1表**）。

特集2-1表　政府の主な動き

日　付	時　刻	会議開催等
７月25日	13時05分	官邸連絡室設置
７月25日	13時45分	関係省庁災害警戒会議
７月26日	０時58分	官邸対策室改組
７月26日	１時27分	緊急参集チーム協議

イ　消防庁の対応

消防庁においては、７月25日13時05分に国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部（第２次応急体制）を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、大雨特別警報が発表された山形県等に対し適切な対応及び被害報告について要請した。

また、同日15時25分に都道府県及び指定都市に対し「令和６年７月25日からの大雨についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼び掛けた。

さらに、７月26日０時58分に消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部（第３次応急体制）に改組し、応急体制の強化を行うとともに、大雨特別警報が発表された山形県に対し、迅速な初動対応及び被害報告を要請した（**特集2-2表**）。

特集2-2表　消防庁の対応

日　付	時　刻	本部設置等
７月25日	13時05分	国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部を設置（第２次応急体制）
７月25日	15時25分	都道府県及び指定都市に対し「令和６年７月25日からの大雨についての警戒情報」発出
７月26日	０時58分	消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部を設置（第３次応急体制）

ウ　被災自治体の対応

この大雨により、秋田県及び山形県が災害対策本部を設置した。

また、被災市町村では、住民に対し、大雨による家屋の浸水や土砂災害への警戒を促すとともに、順次避難指示等を発令し、早期の避難を呼び掛けた。

エ　消防機関の活動

（ア）　消防本部

被害を受けた地域を管轄する消防本部では、多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急等の活動に当たった。

大規模な浸水被害が発生した山形県新庄市では、地元消防本部が消防団及び県内消防本部からの応援隊と協力し、捜索・救助活動等に当たった。

また、山形県内応援隊11隊が山形県広域消防相互応援協定に基づき、最上広域市町村圏事務組合消防本部に向け出動した。山形県内応援隊11隊を含む、各消防機関等の救助活動により、山形県防災ヘリコプターでの８人の救出をはじめ、少なくとも153人を救出した。

救出活動の様子（由利本荘市消防本部提供）

（イ）　消防団

秋田県及び山形県の市町村をはじめ、甚大な被害に見舞われた多くの市町村において、消防団は、危険箇所の巡視・警戒、早期避難の呼び掛け、住民の避難誘導、ポンプによる排水活動及びボートによる救助活動等を行ったほか、土砂流入を防ぐ土のう設置作業等を実施した。

消防団の活動の様子（山形県鶴岡市提供）

5　宮崎県日向灘を震源とする地震に係る被害及び消防機関等の対応状況

（１）　災害の概要

ア　地震の概要

令和６年８月８日16時42分、日向灘の深さ31kmを震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、宮崎県日南市で震度６弱を観測した。

イ　被害の状況

この地震により、宮崎県において、重傷者２人など、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の３県において、合わせて負傷者16人の人的被害が発生した。

また、住家被害については、宮崎県で75棟、鹿児島県８棟、計83棟となっている（令和６年11月21日現在）。

救出活動の様子（宮崎市消防局提供）

（２）　運用開始後初となる南海トラフ地震臨時情報の発表

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることとなっている。

この地震に伴い、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられたことから、気象庁は８月８日17時00分に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、同日19時15分には、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した。これらは令和元年５月31日の「南海トラフ地震臨時情報」運用開始後、初めての発表であった。

（3） 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア　政府の主な動き

政府においては、地震発生後直ちに官邸対策室を設置した。同日17時04分には、関係省庁の局長級等で構成される緊急参集チームによる協議が開始され、関係省庁間で被害状況等の情報が共有された。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された同日19時15分から、政府としての特別な注意の呼びかけが開始され、同日20時00分に開催された関係省庁災害対策会議において、防災担当大臣から、今後１週間、日頃からの地震への備えの再確認や、揺れを感じたら直ちに避難できる態勢をとるなど、南海トラフ地震の特別な注意を呼び掛けた。

その後、８月15日17時00分をもって、政府としての特別な注意の呼びかけを終了した**（特集2-3表）**。

中央防災会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、「南海トラフ地震臨時情報」の平時からの周知・広報や、当該臨時情報の発表時における政府としての呼びかけの内容などについて検証が始められており、今後、同ワーキンググループでの議論を踏まえ、運用の改善を図ることとしている。

特集2-3表　政府の主な動き

日　付	時　刻	会議開催等
８月８日	16時44分	官邸対策室設置
８月８日	17時00分	気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表
８月８日	17時04分	緊急参集チーム協議
８月８日	19時15分	気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表 政府としての特別な注意の呼びかけを開始
８月８日	20時00分	関係省庁災害対策会議開催 防災担当大臣から特別な注意の呼びかけ
８月15日	17時00分	政府としての特別な注意の呼びかけを終了

イ　消防庁の対応

（ア）　消防庁災害対策本部の設置

消防庁においては、地震発生後直ちに消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部（第３次応急体制）を設置し、震度５弱以上を観測した宮崎県及び鹿児島県に対して、適切な対応及び被害報告について要請した。

（イ）　南海トラフ地震臨時情報の周知

消防庁においては、同日17時24分に、南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県に対し、気象庁が発表した「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を周知した。また、同日19時31分には、当該都府県に対し、気象庁が発表した「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を周知した。さらに、同日21時54分、「日向灘を震源とする地震に係る関係省庁災害対策会議」の情報を提供した。

その後、８月15日17時11分に、当該都府県に対し、政府としての特別な注意の呼びかけを終了したことを周知した**（特集2-4表）**。

特集2-4表　消防庁の対応

日　付	時　刻	本部設置等
８月８日	16時43分	消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部を設置（第３次応急体制）
８月８日	17時24分	南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県に対し、気象庁から発表された「南海トラフ臨時情報（調査中）」を周知
８月８日	19時31分	南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県に対し、気象庁から発表された「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を周知
８月８日	21時54分	南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県に対し、「日向灘を震源とする地震に係る関係省庁災害対策会議」の情報を提供
８月15日	17時11分	南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県に対し、政府としての特別な注意の呼びかけを終了したことを周知

ウ　被災自治体の対応

この地震等により、東京都、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県及び宮崎県が災害対策本部を設置した。

エ　消防機関の対応

（ア）　消防本部

被害を受けた地域を管轄する消防本部では、多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急等の活動に当たったほか、被害状況を把握するため、大分県、宮崎県及び鹿児島県の防災ヘリコプターが被災地域の情報収集活動を実施した。

（イ）　消防団

熊本県、宮崎県及び鹿児島県の市町村をはじめ、甚大な被害に見舞われた多くの市町村において、消防団は、地震発生直後から被害情報の収集及び危険箇所の巡視・警戒等を実施した。

6 令和６年台風第10号による被害及び消防機関等の対応状況

（１） 災害の概要

ア　気象の状況

令和６年８月22日３時にマリアナ諸島で発生した台風第10号は、24日にかけて発達しながら北へ進み、25日には進路を北西へ変えて進んだ。台風は日本付近で動きが遅くなり、27日には非常に強い勢力となって九州へ接近した。台風は、上陸直前は中心気圧935hPa、最大風速50m/sの勢力となり、29日８時頃に鹿児島県薩摩川内市付近に上陸した。上陸後は、ゆっくりとした速度で勢力を弱めながら九州や四国を通って東海道沖へ進んで９月１日12時に熱帯低気圧に変わった。

台風が非常に強い勢力で接近したため、８月27日から29日にかけて鹿児島県では最大風速30m/sを超える猛烈な風を観測し、九州の複数の観測地点で８月の最大風速の観測史上１位の値を更新した。28日には、気象庁が、鹿児島県（奄美地方を除く）の市町村に暴風、波浪、高潮の特別警報を発表した。

また、西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となり、複数の観測地点で72時間降水量の観測史上１位の値を更新し、８月27日から９月１日までの総雨量は、東海地方や九州南部で900ミリを超えるなど、平年の８月の月降水量の２倍以上となった所があった。８月28日から31日にかけて、鹿児島県、宮崎県、大分県、徳島県、香川県、兵庫県及び三重県で線状降水帯が発生した。台風の接近に伴い、台風周辺の暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、宮崎県、鳥取県、埼玉県及び岐阜県で竜巻などの激しい突風による被害も発生した。

イ　被害の状況

この台風により、愛知県蒲郡市で、住宅が巻き込まれるがけ崩れが発生するなど、全国で死者８人、重傷者11人、軽傷者123人の人的被害が発生した。

また、住家被害については、神奈川県2,075棟、宮崎県1,189棟、鹿児島県716棟、大分県で452棟など、計4,986棟となっている（令和６年11月21日現在）。

なお、台風第10号による各地の被害状況は、**特集2-5表**のとおりである。

被害の状況１
（宮崎市消防局提供）

被害の状況２
（宮崎市消防局提供）

救助活動の様子
（蒲郡市消防本部提供）

特集2-5表　台風第10号による被害状況（令和６年11月21日現在）

都道府県	人的被害							住家被害						非住家被害		
	死者	うち災害関連死者	行方不明者	負傷者			合計	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破損	合計	公共建物	その他	合計
				重傷	軽傷	小計										
	人	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
北海道											3		3			
青森県											3		3			
岩手県										8	19		27			
栃木県											1		1			
群馬県					1	1	1					1	1			
埼玉県										5	21		26			
東京都										2	33		35	1	1	2
神奈川県					5	5	5	3	42	111	1,886	33	2,075		2	2
岐阜県									8	6	148	5	167		56	56
静岡県								1	19	14	65	19	118		1	1
愛知県	3			1	1	2	5	1		1	20	3	25		4	4
三重県					2	2	2				14		14		1	1
兵庫県											1		1			
鳥取県												18	18		1	1
岡山県					1	1	1				1		1			
広島県					1	1	1								1	1
山口県					2	2	2									
徳島県	1						1					1	1			
香川県										10	85	1	96		15	15
愛媛県					2	2	2				4	1	5			
高知県					1	1	1								1	1
福岡県	2			3	19	22	24	2				3	5	3		3
佐賀県	1			1	4	5	6									
長崎県				1	8	9	9					1	1			
熊本県					6	6	6				2	4	6			
大分県					3	3	3	2	17	130	269	34	452		3	3
宮崎県				1	38	39	39		22	3	3	1,161	1,189			
鹿児島県	1			4	29	33	34	3	27	1	37	648	716			
合　計	8			11	123	134	142	12	135	291	2,615	1,933	4,986	4	86	90

（２）政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア　政府の主な動き

政府においては、８月26日15時00分に情報連絡室を設置するとともに、関係省庁災害警戒会議を開催し、地方公共団体や国民に対し台風への警戒を呼び掛けた。

その後、８月28日には特定災害対策本部を設置し、官邸対策室へ改組した。既に判明した被害及び対応状況について関係省庁間の情報共有と今後の対応の確認を行うとともに、改めて地方公共団体や国民に対し台風への警戒を呼び掛けた**（特集2-6表）**。

特集2-6表　政府の主な動き

日　付	時　刻	会議開催等
８月26日	15時00分	関係省庁災害警戒会議 情報連絡室設置
８月28日	8時00分	特定災害対策本部設置 官邸対策室改組
８月28日	9時00分	第１回特定災害対策本部会議
８月29日	13時30分	関係閣僚会議
８月29日	16時30分	第２回特定災害対策本部会議
８月30日	16時00分	第３回特定災害対策本部会議

イ　消防庁の対応

消防庁においては、８月26日15時00分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室（第１次応急体制）を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、同日15時49分に、都道府県及び指定都市に対し、「令和６年台風第10号についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼び掛けた。８月28日８時00分に特定災害対策本部が設置されたことを踏まえ、消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部（第３次応急体制）へ改組した。

また、都道府県及び指定都市に対し、台風第10号に関する関係閣僚会議の情報を提供し、災害対応に万全を期すよう要請した**（特集2-7表）**。

特集2-7表　消防庁の対応

日　付	時　刻	本部設置等
８月26日	15時00分	応急対策室長を長とする 消防庁災害対策室（第１次応急体制）設置
８月28日	8時00分	消防庁長官を長とする 消防庁災害対策本部（第３次応急体制）改組
８月28日	10時05分	第１回特定災害対策本部会議の情報提供
８月29日	14時41分	台風第10号に関する関係閣僚会議の情報提供
８月29日	17時45分	第２回特定災害対策本部会議の情報提供
８月30日	17時00分	第３回特定災害対策本部会議の情報提供

ウ　被災自治体の対応

この台風により、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、鳥取県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、宮崎県及び鹿児島県が災害対策本部を設置した。

エ　消防機関の活動

（ア）　消防本部

大規模ながけ崩れが発生した愛知県蒲郡市では、地元消防本部と近隣応援消防本部４隊、県内応援消防本部９隊が協力し、安否不明者の捜索・救助活動に当たった。

また、山口県、高知県、宮崎県、鹿児島県の防災ヘリコプター及び福岡市消防局の消防ヘリコプターが情報収集活動を実施した。

（イ）　消防団

日本各地で多くの市町村が甚大な被害に見舞われた中、消防団は、危険箇所の巡視・警戒、早期避難の呼び掛け、住民の避難誘導、ポンプによる排水活動及びチェーンソーを活用した障害物の撤去作業等を行ったほか、土砂撤去等の災害復旧活動を実施した。

消防団の活動の様子１
（宮崎県日向市提供）

消防団の活動の様子２
（鹿児島県鹿屋市提供）

7　近年の自動車火災及びその対応状況

（１）　近年の自動車火災

令和５年８月に神奈川県厚木市のパチンコ店の立体駐車場において自動車火災が発生し、153台の車両が焼損したほか、同年９月には山陽自動車道尼子山トンネル内で自動車火災が発生し、８人が負傷するとともに大型トラックを含む23台の車両が焼損した。

近年の自動車は、プラスチックなどの可燃性素材が多く使用されていることに加え、大型化により可燃物量も増加していること等から、火災の進展速度、着火容易性、隣接車両への延焼の危険性が高まっていると考えられ、初期消火ができず複数台に延焼すると消火困難となるおそれがある。

（２）　消防庁の対応

消防庁としては、厚木市の駐車場火災を受けて、厚木市消防本部の火災原因調査の技術支援を行うとともに、「消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会」において対策の検討を行った。当該検討部会での検討結果を踏まえ、駐車場火災を想定した自衛消防訓練の実施を駐車場関係の事業者団体を通じて促すとともに、消防本部による訓練指導の実施や出動計画の見直しなど消火活動上の留意事項等について周知している。

移動式粉末消火設備を用いた初期消火の説明動画

また、山陽自動車道尼子山トンネル火災では、排煙機能を有する大型ブロアー装置等を搭載した特別高度工作車が、排煙を行うことにより消火活動の効率を上げるなど有効に活用された。大型ブロアーは、トンネルを始めとした閉鎖空間から火災による煙や有毒ガス、熱気等を排除する際にも用いられることから、消防庁では国有財産等の無償使用制度を活用し、当該機能等を備えた特別高度工作車の更新整備を進めている。

特別高度工作車